

別表第四（第六十一条の二関係）

身体検査基準

検査項目	第一種	第二種
一 一般	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、躯幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。</p> <p>(四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症がないこと。</p> <p>(七) 航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。</p>	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、躯幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。</p> <p>(四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症がないこと。</p> <p>(七) 航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。</p>
二 呼吸器系	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある呼吸器疾患又は胸膜・縦隔疾患がないこと。</p> <p>(二) 自然気胸又はその既往歴がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある胸部の手術による後遺症がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある呼吸器疾患又は胸膜・縦隔疾患がないこと。</p> <p>(二) 自然気胸又はその既往歴がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある胸部の手術による後遺症がないこと。</p>
三 循環器系及び脈管系	<p>(一) 収縮期血圧一六〇ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧九五ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う起立性低血圧がないこと。</p>	<p>(一) 収縮期血圧一六〇ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧九五ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う起立性低血圧がないこと。</p>

	<p>(二) 心筋障害又はその徴候がないこと。</p> <p>(三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患がないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患がないこと。</p> <p>(七) 心不全又はその既往歴がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。</p> <p>(九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。</p>	<p>(二) 心筋障害又はその徴候がないこと。</p> <p>(三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患がないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患がないこと。</p> <p>(七) 心不全又はその既往歴がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。</p> <p>(九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。</p>
四 消化器系（口腔及び歯牙を除く。）	<p>(一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器外科疾患又は手術による後遺症がないこと。</p>	<p>(一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器外科疾患又は手術による後遺症がないこと。</p>
五 血液及び造血器系	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある貧血がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある出血傾向を有する疾患がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある貧血がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある出血傾向を有する疾患がないこと。</p>
六 腎臓、泌尿器系及び生殖器系	<p>(一) 腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(二) 泌尿器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p>	<p>(一) 腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(二) 泌尿器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p>

	<p>(三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(四) 妊娠により航空業務に支障を来すおそれがないこと。</p>	<p>(三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。</p> <p>(四) 妊娠により航空業務に支障を来すおそれがないこと。</p>
七 運動器系	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形がないこと。</p>
八 精神及び神経系	<p>(一) 重大な精神障害又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのあるパーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(三) 薬物依存若しくはアルコール依存又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(四) てんかん又はその既往歴がないこと。</p> <p>(五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。</p> <p>(七) 中枢神経の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経又は自律神経の障害がないこと。</p>	<p>(一) 重大な精神障害又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのあるパーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(三) 薬物依存若しくはアルコール依存又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(四) てんかん又はその既往歴がないこと。</p> <p>(五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。</p> <p>(七) 中枢神経の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。</p> <p>(八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経又は自律神経の障害がないこと。</p>
九 眼	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある外眼部及び眼球付属器の疾患又は機能不全がないこと。</p> <p>(二) 緑内障がないこと。</p> <p>(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来すおそれのある障害がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある外眼部及び眼球付属器の疾患又は機能不全がないこと。</p> <p>(二) 緑内障がないこと。</p> <p>(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来すおそれのある障害がないこと。</p>
十 視機能	<p>(一) 次のイ又はロに該当すること。ただし、ロの基準については、航空業務を行うに当たり、常用眼鏡（航空業</p>	<p>(一) 次のイ又はロに該当すること。ただし、ロの基準については、航空業務を行うに当たり、常用眼鏡（航空業</p>

	<p>務を行うに当たり常用する矯正眼鏡をいう。)を使用し、かつ、予備の眼鏡を携帯することを航空身体検査証明に付す条件とする者に限る。</p> <p>イ 各眼が裸眼で〇・七以上及び両眼で一・〇以上の遠見視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼について、各レンズの屈折度が(±)八ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により〇・七以上、かつ、両眼で一・〇以上に矯正することができること。</p> <p>(二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が八〇センチメートルの視距離で、近見視力表(三〇センチメートル視力用)により〇・二以上の視標を判読できること。</p> <p>(三) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表(三〇センチメートル視力用)の〇・五以上の視標を判読できること。</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある両眼視機能の異常がないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある視野の異常がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。</p> <p>(七) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。</p>	<p>務を行うに当たり常用する矯正眼鏡をいう。)を使用し、かつ、予備の眼鏡を携帯することを航空身体検査証明に付す条件とする者に限る。</p> <p>イ 各眼が裸眼で〇・七以上の遠見視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼について、各レンズの屈折度が(±)八ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により〇・七以上に矯正することができること。</p> <p>(二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表(三〇センチメートル視力用)の〇・五以上の視標を判読できること。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある両眼視機能の異常がないこと。</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある視野の異常がないこと。</p> <p>(五) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。</p> <p>(六) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。</p>
<p>十一 耳鼻咽喉</p>	<p>(一) 内耳、中耳(乳様突起を含む。)又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。</p> <p>(二) 平衡機能障害がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の異常がないこと。</p> <p>(四) 耳管機能障害がないこと。</p> <p>(五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患が</p>	<p>(一) 内耳、中耳(乳様突起を含む。)又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。</p> <p>(二) 平衡機能障害がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の異常がないこと。</p> <p>(四) 耳管機能障害がないこと。</p> <p>(五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患が</p>

	<p>ないこと。</p> <p>(六) 鼻腔の通気を著しく妨げる鼻中隔の彎曲がないこと。</p> <p>(七) 吃、発声障害又は言語障害がないこと。</p>	<p>ないこと。</p> <p>(六) 鼻腔の通気を著しく妨げる鼻中隔の彎曲がないこと。</p> <p>(七) 吃、発声障害又は言語障害がないこと。</p>
十二 聴力	<p>暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。</p>	<p>(一) 計器飛行証明を有する者にあつては、暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。</p> <p>(二) (一)に掲げる者以外の者にあつては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において四五デシベルを超える聴力低下がないこと。これを満たさない場合は、暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、いずれか一方の耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三〇デシベルを超える聴力低下がないこと。</p> <p>ロ 暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。</p>
十三 口腔及び歯牙	<p>口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。</p>	<p>口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。</p>
十四 総合	<p>航空業務に支障を来すおそれのある心身の欠陥がないこと。</p>	<p>航空業務に支障を来すおそれのある心身の欠陥がないこと。</p>